

2012年8月
日本エアロゾル学会

日本エアロゾル学会（以下、本学会）では、2010年3月に「日本エアロゾル学会著作権規定」を制定しております。エアロゾル科学・技術研究討論会（以下、研究討論会）やエアロゾルシンポジウムなどでの講演要旨集についても、上記の著作権規定が準用されますが、下記についてご留意ください。

（1）講演要旨の著作権譲渡について

本学会では、研究討論会実行委員会への発表要旨の投稿をもって、要旨の著作権を日本エアロゾル学会に移譲したと見なします。個別に承諾書の提出をお願いすることは致しませんが、投稿行為が本学会への著作権譲渡の意思表示であると解釈しますので、ご了承ください。

（2）既往研究のまとめと既発表成果の研究発表について

研究討論会では、その学際的な位置づけを考慮して、既往研究のまとめや他学会等で既に発表された研究成果を発表することを認めております。その発表要旨の一部に、要旨著作者以外のものにより得られた成果を含む場合には、要旨著作者がその部分（図、表）を明示した転載許可を、原著作者から得て頂くことが必要となります。また、文章中に、出典を必ず明記してください。要旨著作者が新しい観点からまとめ直したのものには、新たに著作権が発生すると考えていますが、既発表の同じ図表等をそのまま用いる場合には転載許可が必要であり、出典を明記する必要があります。

（3）要旨著作者の権利

要旨著作者は、著作権移譲後も、要旨著作者自身の利用に供する権利を有することとします。また、要旨著作者自身による利用の場合には、本学会への利用許諾の申請は不要です。

（4）二次利用を希望される方へ

要旨集の内容について、第三者がその全部あるいは一部を複製、転載、翻訳する場合には、事前に本学会の利用許諾が必要です。エアロゾル科学技術の発展と普及に寄与する場合には、原則的に無償で利用を許諾しますが、複製を多量に販売する場合など、有償とすることもあります。また、二次利用の内容が学術的に不適切等の場合には、許可しないこともあります。